

阿見町同一入札参加規制基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の業務に係る公正な入札の確保を図るため、資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を規制する基準等の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、会社法(平成17年法律第86号。以下「法」という。)及び会社更生法(平成14年法律第154号。以下「更生法」という。)の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語にあつては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社等 会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。以下「施行規則」という。)第2条第3項第2号に規定する会社、組合その他これらに準ずる事業体を言う。
- (2) 役員 施行規則第2条第3項第3号に規定する役員であつて、株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、持分会社の社員その他これらに準ずる者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役
 - イ 指名委員会等設置会社の取締役
 - ウ 社外取締役
 - エ 法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しない取締役

(規制対象者)

第3条 町が同一入札への参加を規制する対象となる者(以下「規制対象者」という。)は、次の各号に掲げる会社等とする。

- (1) 子会社と親会社の関係にある会社等
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社等(一方が更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号。以下「再生法」という。)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。)
- (3) 一方の役員が他方の役員を兼ねている会社等
- (4) 一方の役員が他方において更生法第67条第1項又は再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている会社等(再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。)
- (5) 一方の管財人が他方の管財人を兼ねている会社等
- (6) 前各号のほか、町が同一入札への参加について不適切であると認める会社等

(対象となる入札)

第4条 この要綱による規制の対象となる入札(以下「対象入札」という。)の種類は、阿見町建設工事入札参加資格選定規程(平成12年阿見町訓令第5号。以下「規程」という。)第2

条各号に規定する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札とする。

(関係の確認)

第5条 対象入札に参加する者は、規制対象者でないことを証明するため、阿見町同一入札参加規制確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による確認書の内容に疑義が生じた場合は、当該確認書の提出者に対し、追加の資料の提出、事情聴取その他必要な調査を行うことができる。

(規制対象者への措置)

第6条 町長は、規制対象者が同一入札に参加したことが明らかとなったときは、阿見町契約規則(平成12年阿見町規則第1号)第11条第2号に該当するものとみなし、当該規制対象者に係る入札を無効とすることができる。

2 前項の場合において、町長は、審査会(規程第5条第1項の規定に基づき設置する阿見町競争入札参加資格審査会をいう。)の審査等を経て、入札参加資格の取消し等必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。